

農地法による許可申請受付〆切は毎月10日です

第46号

昭和53年創刊号から通算第131号

農政

ちちぶ

令和5年8月31日発行
秩父市農業委員会
秩父市熊木町8番15号
電話 0494(25)5231
責任者 横田 友



荒川日野・将門園のブドウ

主な内容

- ・新しい農業委員会委員を紹介します…………… 2～3
- ・委員担当区域一覧…………… 4
- ・農業委員会、農業政策課からのお知らせ…………… 5
- ・農を詠む、知々夫の夜ばなし…………… 6

新しい農業委員会委員を紹介します

農業委員会法改正後、3回目の農業委員、農地利用最適化推進委員の改選となりました。秩父市における定数は、農業委員は13名、農地利用最適化推進委員は14名で、任期は令和5年7月20日からの3年間となります。

農業委員、農地利用最適化推進委員は地域農業者の代表で、農地等に関する問題のよき相談相手です。お気軽にご相談ください。

秩父市農業委員会

会長 横田 友(栃谷)



会長就任にあたって

この度、秩父市農業委員改選に伴い、会長の任を務めさせていただくことになりました。重責を引き継ぎ、身が引き締まる思いでございます。

私たちは、特別職の地方公務員で法律に則った許可申請の審議や、日々の農地の見守り活動、農業者からの相談業務等を行っています。新たに就任した農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名で、秩父の農業を元気に「つながる」活動を広げてまいります。

また、今回から農業委員では4名、農地利用最適化推進委員では1名が女性の委員として就任し、政府目標の女性割合30%に達しました。今後は、より一層女性の声も農業委員会の活動に活かせるように努めてまいります。

今後も各農業団体等と連携しながら、遣りがいいのある農業構築へ向けて邁進させていただく所存でございます。

会長職務代理者

新田 恭一(山田)



この度、会長職務代理に推挙され微力ですが、農業委員会の為に尽力いたします。

秩父市の農業は、狭小・傾斜地畑が多く、農地維持には厳しい難題が多いため、不耕作農地が増加傾向です。

農業委員会と農業関係機関との連携により、農地の有効利用を図り、保全に努めたいと思います。

農業委員 全13名内訳

・認定農業者 うち7名

芦田 希美

新井 一雄

新井 範

黒沢 昌治

豊田 恵男

新田 恭一

横田 友

うち2名

井原 愛子

長谷川 玲

・中立委員

会長職務代理者

吉川 稔(柳田町)



この度、会長職務代理に推挙され、若輩者ではありますが、関係者各位のご指導とご協力を賜り、積極的な委員活動に努めてまいります。

秩父市の農業は、中山間地にあり狭小畑、傾斜地が多く、とても大変です。農業委員として、少しでも農家の皆さまの力になればと思います。

農業委員の主な仕事

農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令に基づく、農地の転用・権利移動にかかる許可等に関して、審議を行います。

農地利用最適化推進委員の主な仕事

農業委員と連携して、担当する区域において、農地等の利用の最適化を推進するための活動を行います。主に、農地利用状況調査を担当します。

農業委員（12名）※会長、会長代理の3名を含む。



新井 範
(下影森)



新井 一雄
(荒川小野原)



芦田 希美
(下吉田)



青野 孝司
(大野原)



長谷川 玲
(寺 尾)



豊田 恵男
(蒔 田)



富田 博明
(太 田)



黒沢 昌治
(太 田)



井原 愛子
(大野原)



木村 誠司
(三 峰)



岡田 英幸
(吉田久長)



今井 和美
(下影森)



新舟 文男
(吉田石間)



新井 明弘
(下吉田)



関根 正男
(寺 尾)



齊藤 稔
(太 田)



小久保 健司
(定 峰)



栗原 恒明
(寺 尾)



木村 雄一
(荒川白久)



松澤 眞一
(阿保町)



富田 典孝
(太 田)



田口 徳行
(黒 谷)



高田 忠一
(上吉田)

※括弧内は各委員の居住区域になります。
それぞれの担当区域につきましては、次ページに一覧表を掲載しています。

※並びは五十音順です。

農地利用最適化推進委員（14名）

地区担当者一覧

農業委員

区域の名称	区域の範囲	担当農業委員
区分けなし	全委員で秩父市内全域を担当します。	委員12名

農地利用最適化推進委員（並びは地区毎に五十音順です）

区域の名称	区域の範囲	担当推進委員
第1区域	日野田町一丁目、日野田町二丁目、野坂町一丁目、野坂町二丁目、熊木町、上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、中町、本町、宮側町、番場町、上野町、東町、道生町、中村町一丁目、中村町二丁目、中村町三丁目、中村町四丁目、近戸町、桜木町、金室町、永田町、柳田町、阿保町、大畑町、滝の上町、上宮地町、中宮地町、下宮地町、相生町、別所、久那、上影森、下影森、浦山、大宮、和泉町	今井 和美
		松澤 眞一
第2区域	寺尾、蒔田、田村	栗原 恒明
		関根 正男
第3区域	大野原、黒谷、山田、栃谷、定峰	小久保 健司
		田口 徳行
第4区域	太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、みどりが丘	齊藤 稔
		富田 典孝
第5区域	下吉田、吉田久長、吉田阿熊、上吉田、吉田石間、吉田太田部	新井 明弘
		新舟 文男
		岡田 英幸
		高田 忠一
第6区域	大滝、中津川、三峰、荒川小野原、荒川上田野、荒川久那、荒川白久、荒川贅川、荒川日野	木村 誠司
		木村 雄一

ご協力
ありがとうございました

改選にあたり、ご勇退されました方々の、これまでのご尽力に感謝申し上げます。

笠原 倍吉さん
加藤 勝市さん
上井 克彦さん
桑 東男さん
設楽 治男さん
長島 秀明さん
長谷川 満さん
彦久保 利平さん
大久保 勝さん
木村 初枝さん
倉林 幸男さん
田口 俊夫さん
千島 初夫さん

農業委員会からのお知らせ

本年度も農地パトロール（農地利用状況調査）を実施します。

農業委員会では、年１回、市内すべての農地の調査を行うことが農地法で定められています。調査は、現地を巡回して利用状況を把握するもので、農地の有効利用を図ることと目的としています。

調査の結果、不耕作地等が見られた場合には、土地所有者（耕作者）に対し、農地利用意向調査として、今後、その農地をどのように利用していくのか（自分で耕作するのか、あるいは誰かに貸したい意向があるか等）を確認するための通知をお送りします。この調査は、不耕作地等の状況が継続している場合、毎年意向の確認を行うことが農地法で定められていて、過去に意向の回答をされた方にも通知をお送りする場合がありますので、ご了承ください。

なお、調査にあたり農地内に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地利用状況調査実施予定時期

令和５年９月～１１月

農地利用意向調査実施予定時期

令和６年１月～２月

農地改良には申請が必要です！

農業の効率化を図るため、農地に土を盛る（農地改良を行う）際には、搬入する土量等に関係なく農業委員会への申請が必要です。工事期間が１か月以内であり、かつ面積が１、０００㎡未満である場合は届出、それを超える場合は農地転用の一時転用で、後者は県の許可となります。

届出、許可ともに、申請は地権者（土地所有者）、事業者（土を搬入する業者等）の連名での申請です。申請書だけでなく、計画図や作付計画書等の書類も提出していただくこととなりますので、農地改良を計画されている方は、農業委員会事務局または各総合支所地域振興課まで、ご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会事務局

☎（２５）５２３１

吉田総合支所地域振興課

☎（７２）６０８３

大滝総合支所地域振興課

☎（５５）０８６２

荒川総合支所地域振興課

☎（５４）２１１４

農業政策課からのお知らせ

地域計画の策定にご協力ください！

秩父市では課題解決に向け、地域の農業や農地について話し合うため、農業者の皆様と一緒に「地域計画の策定と実行」に向けて取り組んでいます。

「地域計画」とは、農業者や地域の皆様の話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。おおむね１０年後を見据え、特に今後、地域で営農または生活していく後継者などの若い方や女性の参加を求めます。担い手がいない地域では、地域計画にその旨を記載し、地域外から新たに農業を担う方を呼び込むために活用しましょう。



地域計画の策定を予定している地域・担当課

地域名	担当課
大田（大田第１～１０、１６区）	農業政策課
小柱（大田第１７～１９区）	
井森	
東蒔	
市場広瀬（本町）	吉田総合支所地域振興課
兎田・暮坪（取方・関小暮）	
布里田中	

問い合わせ先

農業政策課

☎（２５）５２１０

農業委員会事務局

☎（２５）５２３１

吉田総合支所地域振興課

☎（７２）６０８３

荒川総合支所地域振興課

☎（５４）２１１４

農と詠む

関口 良子 註

密やかに雉子の来てゐる棚田植う
(上野町) 関口 良子

直売所へ出荷忙しき茄子胡瓜
(熊木町) 前原 元一郎

尻餅の泥に塗れて田植の子
(高篠村) 田軍 司

ひもすがら棚田の代を掻く夫婦
(高篠) 強谷 幸雄

柄の凹みなじみてきたる汗の鎌
(荒川) 逸見 壽江

代掻の泥の匂へる水しぶき
(上野町) 小林 敏子

子も孫も来て初時をはじめけり
(蒔田) 豊田 玉女

水音の髙き棚田の夏はじめ
(中宮地町) 浅見 昭文

山畑に脇目もふらず草取女
(蒔田) 島田 敦子

相伝の太田田圃や青田風
(上町) 石川 弘美

知々夫の夜ばなし

『村の暮らし』

荒川歴史懇話会 新井 充

江戸時代、自給自足経済は次第に崩れ、百姓は徐々に貨幣経済に巻き込まれていった。秩父郡の村々は、年貢が貨幣納であったため、特に金銭の遣り繰りには苦慮していたようである。以下、江戸時代後期の村人の暮らしを概観してみたい。

稼ぐ(野良稼ぎ)

穀類・豆類・蔬菜等の食用作物は、自給用以外は、近隣の市で売買され、換金作物としては、桑・煙草・楮等が多く村々で栽培されていた。

稼ぐ(農間稼ぎ)

「山稼ぎ」殆ど山が無い大宮郷を除く全ての村々で、男の農閑期の稼業となっていた。山稼ぎとは、薪採・炭焼き・木挽・木伐等を云う。中でも薪は生活必需品であったため、薪採は全ての村で行われ、売買された。

「養蚕・機織り」村の女の多くは、養蚕に従事し、絹織・太織・横麻・麻布等の機織りに勤しんだ。
「紙漉」西谷及び外秩父の凡そ十九の村々で行われていたようである。
「商ひ」煙草商・板木筏商・穀商・

老膳飯屋・草鞋商・かき菓子商・茶屋・居酒屋・荒物屋・泊屋・豆腐屋・荷ひ商ひ・古鉄紙屑買受等々。尚、絹・糸・太物・炭・薪・楮皮・紙・煙草・大豆・草鞋・漆等は、近隣の市や出商人等に売買された。

「諸職」桶屋・葺屋・鍛冶屋・大工・壁屋・紺屋・駕籠細工・髪結等々。

「日雇取」木材の伐採・筏乗り・荷物の運搬等に従事し、駄賃や手間賃等の日銭を稼ぐ者もいた。

除る(代金後払いで買う)
自給できない生活必需品は、市や商人から除った。当時の百姓は、定期的な現金収入が無かったため、品物の代金は、通帳に記入して置き、後日支払う場合が多かった。

個々の家々により自給できる物や必需品は異なるが、概ね塩・酒・紙・ろうそく・炭・油・穀類等の商品を除っていたようである。
納める
盆地内の村々では、通常、七月・九月・十二月が年貢の納め時であった。年貢未納の場合、百姓株を失うため、借金や田畑の質入等に依り、必死に当座の苦境を凌いでいた事が、数多くの文書により知れる。

借りる
金銭の貸借は、同一村内及び近隣の百姓同士が保証人を立てて、相対で行っていたが、幕末には、各村落内に質屋稼業をする者も現れた。

農地法の

下限面積が廃止されました。

農地法の一部改正により、令和5年4月1日から農地法の第3条許可申請における下限面積要件が廃止されました。これに伴い本農業委員会が設定している下限面積も廃止となりました。

今回の廃止は、高齢化が加速し、農業従事者の減少する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業を発展させるために、多様な人材が農地を取得しやすくし、農業への新規参入者や増やすことを目的としています。なお、農地法に規定される

①農地を全て効率的に耕作すること
②法人の場合は農地所有適格法人であること

③個人の場合は農作業に常時従事すること

④周辺農地に悪影響を及ぼさないことなどの要件は引続き適用されますので投機目的や資産保有を目的とした農地の取得はできません。ご注意ください。

編集後記

「農地の利用の最適化」が農業委員会の行うべき必須業務と位置づけられてから三度目の改選となりました。

引き続き遊休農地の解消に取り組んでまいりますので、よろしくお願い致します。

秩父市農業委員会広報部会